

高 第 1 5 5 0 号
住 第 9 8 8 号
平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日

各有料老人ホーム
各サービス付き高齢者向け住宅
運営事業者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
千葉県県土整備部都市整備局住宅課長
(公印省略)

消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について(通知)

平素より本県の福祉・住宅政策の推進に御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、来年10月1日の消費税率引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されます。

軽減税率制度においては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）において提供される一定の要件を満たす食事に対して軽減税率が適用されることとなっております。

※軽減税率制度については、次の資料をご参照ください。

- ・よくわかる消費税軽減税率制度【国税庁】（下記URLで、ダウンロードできます。）

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf>

- ・別紙1 消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）※特に問60、問63

【国税庁消費税軽減税率制度対応室】

- ・別紙2 有料老人ホーム等における制度の概要と関係法令

- ・別紙3 高齢者向け住まいにおける飲食料品の提供に関する消費税の軽減税率に関するQ&A

【高齢者住まい事業者団体連合会】

有料老人ホーム等の事業者様においては、軽減税率制度の導入に向けて、

- ・各事業所が提供している食事に対する軽減税率の適用の確認
- ・入居者への周知

・会計ソフト等を利用して会計処理を行っている場合、当該ソフトの対応状況の確認等の対応をお取りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、Q&A等がないご質問については、千葉県でまとめて厚生労働省に確認いたしますので、下記の担当課までメールまたはFAXでお問い合わせください。

(問い合わせ先)

◎有料老人ホーム

千葉県健康福祉部高齢者福祉課法人支援班

TEL 043-223-2350

FAX 043-227-0050

Mail kourei5@mz.pref.chiba.lg.jp

◎サービス付き高齢者向け住宅

県土整備部都市整備局住宅課住宅支援班

TEL 043-223-3231

FAX 043-225-1850

Mail juutak3@mz.pref.chiba.lg.jp